

道教組短信④

2020.3.19

新年度の対応について
道教委に要請書を提出



春休み・新年度に向けた緊急要請書を提出 専門家の知見、地域の実態を踏まえた対応、 自治体・学校の判断を尊重することなどを要請

● 休校中の教職員の勤務について、道教委に要請

2月27日から続いた臨時休校は、春休みの前日までとされています。この間、道教委への再三の要請を受けて、臨時休校期間中の教職員の勤務などについて様々な対応がなされています。また、全国一斉の臨時休校について、学校再開の基準などが示されておらず、新学期の学校がどのようになるのかという心配の声も上がっています。



● 新年度に向けた、新型コロナウイルス感染症対策について、道教委に要請

3月19日、道教組は、道高教組とともに、新年度に向けた、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請書を教育長宛に提出しました。要請内容は、次の通りです。

1. 今後の新型コロナウイルス感染症対策について、専門家の知見を得ながら、地域の実態を踏まえ、何よりも児童生徒のいのちと健康を守る対応を優先し、全庁あげて対策を講じること。
2. 今後の学校再開について、正確な情報や科学的知見にもとづく学校再開の基準を早急に示すこと。その場合、最終的な判断は自治体・学校の判断を尊重することを明らかにし、今後の学校に展望がもてるようにすること。
3. 入学式の対応については、各学校での準備に支障がないよう、早急に示すこと。また、その際には、様々に想定される状況への対応策もあわせて示すこと。
4. 休校に伴う児童生徒の学習権を保障するにあたっては、学校・教員に裁量を委ね、機械的な授業時数増を押し付けることなく、個々の実情に応じた無理のない計画で、授業の遅れを取り戻せるようにすること。
5. 特に休校が長期化した北海道の実情を踏まえれば、児童生徒のケアなどの対応を優先し、延期となった「全国学力・学習状況調査」について、国の判断を待つのではなく、道教委として不参加の判断をすること。
6. 現在「当分の間」としている災害事故休暇等の休暇の取扱いについて、春休み中も継続すること。
7. 感染拡大防止の観点から、教職員の勤務について実態に合わせ柔軟に判断できるようにすること。特に、妊娠中の教職員やリスクのある持病を抱えた教職員等について、特別休暇や在宅勤務を可能とするなどの対策をとること。
8. 臨時・非常勤職員について、新年度も、身分・賃金を保障すること。

2020年3月19日

北海道教育委員会
教育長 佐藤 嘉大 様

北海道高等学校教職員組合連合会
中央執行委員長 尾張 聡
全北海道教職員組合
執行委員長 川村 安浩

新年度に向けた、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請書

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、貴職がはらわれている日頃の努力に心より敬意を表します。また、この間の新型コロナウイルスへの対応等にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の臨時休校が要請され、まもなく期限の春休みを迎えます。約1か月にも及ぶ長期間の臨時休校により、児童生徒はもとより、各方面に多大な影響が生じています。その対応に当たる教職員からは、春休み明けの学校がどのようになるのか、また、学校が再開されたあとの様々な対応について心配の声が多く寄せられています。また、子育て中の教職員からは、現在の災害事故休暇の取扱いが春休みに入ってからどうなるのかと心配する声も寄せられています。

新型コロナウイルスは依然として感染が発生する状況が続いており、何よりも児童生徒のいのちと健康を守る対応を優先し、ありとあらゆる対策を講じることが必要です。道教委として、この1か月に及ぶ臨時休校措置の課題を整理し、今後の感染拡大防止や児童生徒のケア、教職員の勤務などについて必要な対策がとられるよう、下記の通り要請致します。

記

1. 今後の新型コロナウイルス感染症対策について、専門家の知見を得ながら、地域の実態を踏まえ、何よりも児童生徒のいのちと健康を守る対応を優先し、全庁あげて対策を講じること。
2. 今後の学校再開について、正確な情報や科学的知見にもとづく学校再開の基準を早急に示すこと。その場合、最終的な判断は自治体・学校の判断を尊重することを明らかにし、今後の学校に展望がもてるようにすること。
3. 入学式の対応については、各学校での準備に支障がないよう、早急に示すこと。また、その際には、様々に想定される状況への対応策もあわせて示すこと。
4. 休校に伴う児童生徒の学習権を保障するにあたっては、学校・教員に裁量を委ね、機械的な授業時数増を押し付けることなく、個々の実情に応じた無理のない計画で、授業の遅れを取り戻せるようにすること。
5. 特に休校が長期化した北海道の実情を踏まえれば、児童生徒のケアなどの対応を優先し、延期となった「全国学力・学習状況調査」について、国の判断を待つのではなく、道教委として不参加の判断をすること。
6. 現在「当分の間」としている災害事故休暇等の休暇の取扱いについて、春休み中も継続すること。
7. 感染拡大防止の観点から、教職員の勤務について実態に合わせ柔軟に判断できるようにすること。特に、妊娠中の教職員やリスクのある持病を抱えた教職員等について、特別休暇や在宅勤務を可能とするなどの対策をとること。
8. 臨時・非常勤職員について、新年度も、身分・賃金を保障すること。

以上